

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	WANG Fengyang (おう ほうよう)
○学位の種類	博士 (政策科学)
○授与番号	甲 第 1161 号
○授与年月日	2017 年 3 月 31 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	中国における消費者の食品安全信頼性向上に関する理論的・実証的研究
○審査委員	(主査) 小幡 範雄 (立命館大学政策科学部教授) 仲上 健一 (立命館大学政策科学部特任教授) 銭 学鵬 (立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部准教授)

<論文の内容の要旨>

1. 本研究のねらいと全体の概要

近年、食品安全分野においては、食品の客観的安全性と消費者の主観的安心を結びつけて考えることが重要視されている。中国の食品安全に関して、技術的・客観的安全性の向上を巡る研究は蓄積されているが、食品安全に対する消費者の社会的・主観的安心・信頼の構造とその規定因の影響関係を総合的かつ計量的に検証した研究は少ない。本論文の目的は、中国における食品安全に対する消費者の心理的安心・信頼の問題について理論的並びに実証的な手法で検討を加えることである。

本研究は、(1) 一般の消費者が食品安全に不安感を抱くまでのリスク認知構造及び信頼生成に関する理論的検討を行い、食品安全に対する信頼(食品安全信頼と略す)の構造モデルを策定し、(2) 食品安全信頼の構造を共分散構造分析・構造方程式モデリングを用いて統計的に実証したものであり、食品安全信頼・食品安全情報信頼の構造を計量的に解明し、(3) さらに、日中比較研究を通じて、リスクコミュニケーションの視点から食品安全信頼の確保・向上に向けた政策的方向性についても検討する。論文の構成は以下に示すとおりである。

第1章 序論：問題の提起と研究の目的、研究手法

第2章 食品の安心・信頼をめぐる理論的検討

第3章 中国の食品安全をめぐる消費者信頼性とその規定要因に関する実証分析

第4章 中国における食品安全情報をめぐる消費者信頼性に関する実証分析

第5章 日中比較からみた中国の食品安全信頼性向上に関するシステムの考察

第6章 総括

2. 各章の概要

第1章は研究背景と目的の紹介である。まず、研究分野において、時間軸から世界における主な食品の安全問題及びその変遷を発生段階や原因が整理されている。その後中国の食品問題に集中し、本研究の社会的意義を述べる。近年、中国では食品の安全性や品質管理能力が改善されつつある一方で、食品安全に関わる消費者の心理的不安が続いている。中国の食品安全に関する先行研究においても、食品安全の現状、食品安全問題が起こる経済的・社会的・制度的原因、及び課題の解決に向けた取組の進展と今後の施策の方向性を中心にした分析が多くなされているが、食品安全に関する消費者のリスク認知構造、及び消費者の安心・信頼に関する理論的・実証的研究はまだ不十分である。これに対して、本論文では、消費者の食品安全に対する不安がどこから生じるのか（なぜ不安は生じるのか）、如何に安心するか（如何に不安を解消するのか）、あるいは食品安全システムに対する消費者信頼性の実態と課題、及びこれにかかわる政策の方向性の提示について理論的分析、並びに実証的分析によって明らかにすることを目的としている。

第2章は食品の安心・信頼をめぐる理論の整理と考察である。いかなる要因を受けて食品安全への不安が形成されているのかを説明する、信頼の視点から計量的に検証可能な信頼構造モデル仮説が見受けられないため、リスク認知研究及び信頼研究を含む研究成果を吟味し、本研究の理論的分析視座を提示している。前半には、社会心理学、社会学等の分野での先行研究により、信頼の多層的な構造と信頼の醸成プロセスなどに関する理論、さらに、食品安全への応用、つまり食品安全に関する信頼の定義や理論が整理されている。後半には、従来別々に扱われてきたリスク認知と信頼生成という2つの視点を統合することが本論文の独創点として紹介されている。これによって、消費者の不安が生み出される心理的構造の解明を試みている。まず、食品安全リスク認知の構造・特徴、及び「主観的リスク認知」と「客観的リスク」との認知のギャップについて整理し、信頼の構造と生成プロセスについて考察する。また、「信頼は安全と安心の両者を結ぶ（安全+信頼=安心）」という視点に立ち、消費者不安を解消するためには食品の客観的安全性の確保を図ると共に、消費者からフードシステムが安全である、との信頼が得られなければならない、と指摘されている。更に、信頼生成に関して、現代の食品安全システムにおいてすべての関係主体と消費者とが明確且つ効率的にリスクコミュニケーションを深めることの重要性が示されている。

第3章は中国の食品安全をめぐる消費者信頼性とその規定要因に関する実証分析である。上記の理論分析および先行研究の定性的結論を踏まえて、改めて食品安全信頼性の影響要因についての理論的仮説が提起されている。また、社会心理学的手法による質問調査票を設計

し、700人規模（有効回答482部）の調査が実施された。食品安全信頼について、因子分析を通じて、「事業者への信頼性」「外部情報の取得と信頼性」「監視・管理能力の感知と信頼性」「消費者の自主管理」という4つの因子を得て、これらを用いて食品安全信頼性評価の実証モデルを構築する。共分散構造分析による仮説検証の結果から、「食品安全の立法と規格体系づくりの強化」「罰則の強化」の他に、「食品事業者と消費者との情報共有」「消費者との効果的なリスクコミュニケーション」「リスク管理機関は食品安全を確保する管理理念・方法を消費者に理解させること」等の施策の方向性の有効性が示されている。更に、外部情報の取得と、それらに対する信頼性（情報要因）が、食品安全信頼性に最も強い影響を及ぼす要因であり、食品安全及び関連施策に対する理解を深めるためのリスクコミュニケーションが信頼醸成の鍵であると考えられる。

第4章は中国における食品安全情報をめぐる消費者信頼性に関する実証分析である。食品安全信頼の情報要因に着目して、中国における消費者の食品安全情報の信頼性の現状を把握し同様の手法により、食品安全情報信頼性の心理要因評価モデルの構築・検証を行っている。その上で、食品安全信頼性向上をめざす食品安全情報の伝達方法、及びリスクコミュニケーションのあり方は明らかにしている。以下の4点の知見が纏められている。

（1）まず、食品安全情報信頼性、食品安全情報の情報源・発信主体とその信頼性の現状は把握されている。食品安全情報信頼性に関して、半分超の調査対象は曖昧な態度を持ち、リスクコミュニケーションにおいて感情への考慮が重要であり、より消費者の立場に近く「共感」の持てる情報の伝達が非常に重要であることが示されている。SNSを十分かつ効果的に活用することが求められる。（2）食品安全情報に対する信頼性と対応の傾向に関して、「中信頼度」「低信頼度」を示す傾向が明らかであり、「高信頼度」を持つ人は少ないことは明らかにしている。こうした状況は、食品安全問題による消費者の過剰反応や風評被害に密接に繋がると考えられる。（3）調査対象の属性を考慮して、食品安全情報信頼性と人口学的変量との相関分析を行い、食品安全情報信頼性の向上に向けた政策的方向性を提示している。（4）共分散構造分析による食品安全情報信頼性の心理要因評価モデルの構築と検証においては、「SNS情報信頼性」「監視・管理情報信頼性」「外部情報信頼性」という3つの要因から分析を行っている。その結果、食品安全情報信頼性は「監視・管理情報信頼性」（正の相関）、「外部情報信頼性」（負の相関）の影響を強く受けることが解明されている。監視・管理に関する情報の開示に関して、信頼性が高い発信主体である政府、関連協会・第三者機関などからの発信を強化すべきである。また、監視・管理による情報の開示が、SNSとの相関が弱い原因は、SNS利用の不十分さ・不効率や運用面にあると指摘している。外部情報に対する信頼性を向上させるためには、信頼されている発信主体である政府、メディア、専門家、有名人、医者などが食品安全情報を伝える時にもその方式も再考すべきである。

第5章は上記分析に基づいた中国の食品安全信頼性向上に関するシステムの考察である。日中比較を通じ、フードシステムの視点から、両国における食品安全の確保に関する法体系と行政体制の枠組み、特に行政体制の中にあるリスク評価、リスク管理とリスクコミュニケーションといった行政機能を比較している。中国における食品安全信頼性の向上を求める食品安全リスクコミュニケーションの課題と今後のあり方について考察している。以下の5点の知見と提案が纏められている。第1に、不適切な事業活動を是正するための法的措置、行政体制の整備に関する対応が必要である。第2に中国における食品安全行政は、政府の監視・管理を強化させても、消費者の食品安全信頼性向上にあまり効果がでないのが現状である。第3に、消費者との科学的且つ効果的な食品安全情報共有システム・情報の収集伝達手法の開発が非常に重要だと考える。第4に、リスクコミュニケーションを支援する科学者・専門家の養成や訓練、消費者との情報や意見の交換の強化やマスメディアとの協力の促進、食品に関連する情報の提示、及び食品のリスクに関する基礎的な問題を関係者が議論する場の設定を目指すべきである。第5に、消費者の自主管理能力（知識、リスク認知能力、判断力、情報処理能力など）の強化により、自分が選択した食品に対して自信を持つため、食品安全情報信頼性も高めるべきである。

第6章は、以上の結果を総括し、今後の課題を示している。以上の結果により、食品分野のリスクコミュニケーションの知見として、上記の信頼構造の特徴をフードシステムの関係主体が理解すること、特徴を踏まえた情報提供の工夫が必要であることを導いている。

<論文審査の結果の要旨>

1. 本研究の意義

第一に、食品安全に対する消費者リスク認知の構造・特徴、及び信頼生成のプロセスに沿って理論的整理を行った上で、安全・信頼・安心とリスク認知の関係から、独自の理論的知見を示したことである。「信頼」は社会科学の諸領域で広く研究されているもので、本研究がまず国内外における社会学の「信頼」に関する定義と論説をレビューし、自ら「信頼」及びその構造を定義した。食品を含むほかの製品や技術に対する社会的受容性（社会的・心理的不安）に関しては、リスク認知（内在的・個人的）、信頼性（外部的・関係性）などの心理的要因が重要である。それに関する先行研究では、リスク認知（内在的・個人的）と信頼生成（外部的・関係性）を二つの系統に分けて研究されており、両方の結びに関する研究が少ない。本研究では、「主観的リスク認知」と「客観的リスク」とのギャップに問題意識を持って、「信頼は安全と安心の両者を結ぶ（安全+信頼=安心）」という理論フレームに基づいて、リスク管理とリスク評価とリスクコミュニケーションの3要素を加え、認知のギャップを解消し信頼性を向上するメカニズムを考案して、内在的リスク認知と外部的信頼醸成の両方の視点を統合した研究のフレームワークを確立した。一連の先行研究の整理と理論の演繹が厳密に行われ、新たな理論展開とその後の応用が評価できる点である。

第二に、食品安全と対象とした、ボトムである消費者の心理分析から、トップである行政法律体制までのシステム的な研究を実施したことである。食品安全の課題は、社会のあらゆる面と関わるため、それに関する広い包括的な視野が必要と思われる。本研究は、限られる条件において、社会学、社会心理学、政策、法律などについての分析と考察を取り入れて、融合的な分析システムを構築した。特に、従来軽視されてきた、消費者の心理的動向、主観的安心・信頼について、集中的深く研究した。第3章に消費者信頼性の規定要因および構造を解明し、第4章に一番強い要因である情報要因に絞ってさらに詳細的な実証分析を行った。システムの視点から、行政（政府）や事業者、科学者・専門家、マスメディアなどの全ての関連主体への信頼性を総合的に考慮できたこともよい。その後、全体の食品安全管理システムに戻り、消費者信頼性の全体位置づけを見ながら、それに関わる政策的法律的要因を考察し、さらに、日本の食品安全管理システムとの比較研究を通じて、消費者信頼性の向上に寄与するリスクコミュニケーションの必要性と重要性を強調し、法体系と行政体制に関する確かな提案をまとめた。ステップワイズ型の論理的な展開が綿密で分かりやすい。本研究で構築された分析システムは完備でないが、中国の食品安全に関する政策的な研究にとって、有効なプラットフォームになると考えられる。

第三に、学際的・横断的な視点から、定性的分析手法と定量的分析手法を組み合わせた研究手法である。社会心理学をはじめ、社会科学においてよく使われている共分散構造分析を用いて、通算1700部規模の現地アンケート調査を実施し、消費者信頼性構造と食品安全情報の信頼性構造を明らかにしている。公的調査データの公開がほとんどない中国において、自ら元データを獲得することが研究の意義を高める。本研究は、定量的な構造分析結果を得た上、理論を検証し、同時に定性的解釈や討論を行い、今後関連研究への展開や、政策策定への引用、異なる研究との比較など応用しやすい型に工夫している。また、膨大な文献調査や詳細な注釈と図表から、研究を丁寧に行っていることも評価できる。

論文は全体として、現地調査や計量分析、理論演繹、比較研究など多様な研究方法と緻密な情報収集により、中国の食品安全問題を解明し、特に消費者信頼の再構築という鍵に帰結し、リスクコミュニケーションの強化を中心とした政策提案に導いている。課題の高い社会意義、研究の独自性、分析の総合性がみられ、評価できるところがあると考えられる。今後より具体的な取り組みの展開が期待されている。

2. 本研究の課題

本研究では、いくつかの問題点が残されていることも指摘しておきたい。まず、筆者は消費者信頼を重視して論文を構成し、結論としてリスクコミュニケーションが重要であると挙げている。そしてリスクコミュニケーションを有効に行うための提案もしている。しかし、

これらの提案の具体性が欠けており、検証も足りていない。特に、消費者の信頼の再構築が一つのプロセスであり、リスクリスクコミュニケーションなど対策の検討は段階的に検討すれば、政策提案の説得力はより高くなると考える。また、実例研究を入れれば、分析結果と結論の具体像と有効性はより伝わりやすくなる。学際的・横断的な視点が本研究の一つの意義として挙げたが、一部の専門知識が応用に限られており、本来の文脈においての研究が弱い。特に、日本と中国の食品安全に関する法律の比較の際に、実行効果の比較がよいが、法理の考察までに至らず、討論が表面的なものになってしまう。この点を改善することで、第5章をさらに発展させ研究を進めることが望まれる。本研究において、アンケートからの情報が重要な実証研究の根拠であり、対面式で1700部規模の調査を実施したことを肯定するが、一部にオンライン調査を導入することにより調査規模と対象地域を拡大すれば、調査の信頼性はより高まると考えられる。

こうした点にもかかわらず、本研究で扱われた課題は社会的関心が高く、政策的対応が求められている分野であり、近年食品問題が多発した中国において、得られた知見は今後のさらなる研究の発展にとって示唆的であり、十分に評価できる。

以上により、審査委員会は一致して、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

審査委員会は論文審査並びに口頭試問（2017年1月13日（金）09:00～10:00、教室AS751）および公聴会（2017年2月27日（金）14:00～15:00、教室AS751）を実施した。

口頭試問では、学位申請者からまず約30分にわたり学位申請論文の概要説明がなされた。これに対して、本論文で提唱した「安全+信頼=安心」について、理論解釈と表現の一致性、それに関わる既存理論および将来理論展開の具体性などが指摘された。また本研究で独立に実施されたアンケート調査の詳細と地域格差の影響、そして調査対象の分類とそれぞれの行動特徴などが質問された。これらの質問への回答は確認された。最後に今後の課題について、食安全分析システムの拡張や国際食品安全の意義などがコメントされた。

公聴会においては、まず約30分で学位申請論文の概要が説明された。その後の質疑で、アンケート調査結果、分析結果の解釈のしかた等の質問があり、これらの質問の回答も確認された。

本論文申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者であり、本論文の内容、また公聴会での質疑応答を通じて、博士（政策科学 立命館大学）の授与に相応しい学識を有することが確認できた。

以上より、審査委員会は、学位申請者に対して、本学学位規程第18条第1項に基づいて、

「博士（政策科学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。